

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>60,480円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>80,640円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>87,360円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>100,800円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>114,240円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額武課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,240円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>27,540円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>45,900円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>45,900円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>55,080円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>73,440円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>79,560円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>91,800円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>104,040円</u></p>
<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する納期により<u>難い</u>第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者（<u>介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という）第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条において同じ。</u>）</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する納期により<u>がたい</u>第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者（<u>法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条において同じ。</u>）に対しその納期を通知しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>全て最初の納期に係る分割金額</u>に合算するものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、<u>第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から<u>第8号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険料の督促)</p> <p>第6条 町長は、法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)が納期限までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、<u>法第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2の規定を適用する場合及び第8条第1項の規定による保険料の徴収猶予をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(延滞金)</p>	<p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>すべて最初の納期に係る分割金額</u>に合算するものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ<u>又は第5号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から<u>第5号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険料の督促)</p> <p>第6条 町長は、法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)が納期限(<u>第3条第2項の規定による同条第1項に規定する納期によりがたい場合は、別に定められた納期限とする。</u>)までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、<u>法第143条の規定により準用する地方税法第13条の2の規定を適用する場合及び第8条の規定による保険料の納付を猶予する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(延滞金)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 前条の規定により督促をした場合において、<u>督促に係る保険料の額</u>が2,000円以上であるときは、当該保険料の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。</p>	<p>第7条 前条の規定により督促をした場合において、保険料の額が2,000円以上であるときは、当該保険料の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(保険料の徴収猶予)</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p>
<p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、<u>保険料の納付義務者（法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者を含む。）</u>の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月以内の期間を限ってその徴収を猶予</u>することができる。</p>	<p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその<u>給付すべき</u>保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、<u>納付義務者</u>の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6カ月以内の期間を限って徴収猶予</u>することができる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、<u>不漁その他これらに類する理由により著しく減少した</u>こと。</p>	<p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、<u>不漁その他これに類する理由により著しく減少した</u>こと。</p>
<p>2 <u>前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならぬ。</u></p>	<p>2 <u>前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(保険料の減免)</p>	<p>(保険料の減免)</p>

## 改正後

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)～(3) (略)

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況、当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

第12条 この町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第13条 この町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯

## 改正前

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)～(3) (略)

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

第12条 この町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第13条 この町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属す

改正後	改正前
<p>主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 この町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第15条 <u>第11条から前条までの過料の額は、</u>情状により、町長が定める。</p> <p>2 <u>第11条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</u></p>	<p>る世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 この町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（<u>当該5倍に相当する金額が5万円を越えないときは、5万円とする。</u>）以下の過料を科する。</p> <p>第15条 <u>前4条の過料の額は、</u>情状により、町長が定める。</p> <p>2 <u>前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の清水町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。